

- 高齢者の保健福祉分野では、1989年（平成元年）に「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」を策定し、公共サービスの10年間の基盤整備目標を設定しました。このプランは1999年（平成11年）の「ゴールドプラン21」へと継承されています。2000年（平成12年）4月からは介護保険法が施行され、介護支援制度が行政の措置から利用者の契約に基づく保険制度に転換しました。
- また、近年、高齢化が急速に進展する中で家庭内での暴力や介護放棄などによる高齢者虐待が深刻な状況にあることから、2006年（平成18年）4月「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の高齢者虐待の防止に資する支援措置が講じられました。

国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組
1982(昭和57)年	「高齢者問題世界会議」ウィーン開催 「高齢者問題国際行動計画」採択
1991(平成3)年	「高齢者のための国連5原則」採択
1992(平成4)年	1999（平成11）年を「国際高齢者年」とする決議採択

国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1986(昭和61)年	長寿社会対策大綱	
1989(平成元年)年	「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」策定	公共サービスの10年間の基盤整備目標設定
1995(平成7)年	「高齢社会対策基本法」施行	高齢社会対策の基本理念と施策の基本的枠組み明示
1996(平成8)年	「高齢社会対策大綱」	高齢社会対策の中長期の基本的・総合的指針
1999(平成11)年	「ゴールドプラン21」策定	
2000(平成12)年 4月	「介護保険法」施行	介護支援制度が行政の措置から利用者の保険制度に転換

年	国内の取組	取組要旨
2001(平成13)年	「高齢社会対策大綱」閣議決定	団塊世代が高齢期を迎え本格的な高齢社会に移行
2006(平成18)年 4月	「高齢者の虐待防止法」施行	虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等、高齢者虐待の防止に資する支援措置

2 現状・課題と基本方針

(1) 現状と課題

- 本県では、2018年（平成30年）10月1日現在の高齢化率が32.4%と、県民のほぼ3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。今後も本県の高齢化は急速に進むものと予測されています。
- 大分県の政策に関するアンケート調査（平成26年2月）によれば、地域で安心して暮らせる社会づくりに必要と考えていることとして、「在宅介護や在宅医療の充実」、「地域での高齢者の見守りなど健康・生活支援」が5割弱、「高齢者のための就労支援」、「認知症対策の強化」などが3割弱となっており、高齢者施策の充実が期待されています。
- 一方で、高齢者が身内の高齢者を介護する「老老介護」や、80代高齢者と成人後も親に生活を依存している「8050問題」が、近年の高齢者をとりまく社会的課題にもなっています。

(2) 基本方針

「高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進～地域包括ケアシステムの深化・推進～」を基本理念とする「おおいた高齢者いきいきプラン」（第7期）に基づき、各種施策を実施します。

3 個別分野の推進方針

(1) 生きがいつくりと社会参加の推進

- ① 豊かな経験と知識などを生かし、地域活動を行う高齢者を「ふるさとの達人」として登録し、地域ニーズとのマッチングを行い、高齢者と子どもたちの交流の場づくりなど、高齢者の社会参加を支援します。
- ② 老人クラブの加入率向上に向けた普及啓発や休会・解散クラブの活動再開及びクラブの活性化につながる魅力ある活動の支援を行い、高齢者の孤立防止、認知症高齢者や子どもの見守り等の地域社会を支える「友愛活動」を支援します。
- ③ 長年培った高年齢者の技術や技能が社会に生かせるよう、シルバー人材センターの県内全域での設置を促進します。
- ④ シルバー人材センターの会員の拡大や仕事の受注量の確保のための広報・啓発活動を実施します。
- ⑤ 地域社会への貢献意識を有している高齢者をボランティア団体やNPO法人へ誘導します。また、高齢者が地域において積極的にボランティア・NPO活動を行えるよう、県や県ボランティア・市民活動センター等が開催するボランティア研修を積極的に広報・周知します。

(2) 生涯学習の推進

- ① 社会教育関係団体等地域団体への支援を通して、地域づくりに主体的に参加する人材の育成を図ります。
- ② 県、市町村、民間・企業等が実施している公開講座を県民への学習機会として捉え、冊子やホームページ等により、幅広く情報提供します。

(3) 認知症施策の推進

- ① 認知症の状態に応じて必要な保健・医療・福祉サービスを提供でき

るよう、認知症疾患医療センターの設置、「認知症初期集中支援チーム」による早期介入・支援、地域の医療と介護をつなぐ「認知症地域支援推進員」の配置とともに、かかりつけ医を「もの忘れ・認知症相談医（大分オレンジドクター）」として養成し、サポート医との連携のもと医療と介護が一体となった支援体制を確立します。また、一般病院勤務の医師、看護師等に加え、地域の医療機関等との日常的な連携機能を有する歯科医師や薬剤師に対する研修を行うことにより、認知症の早期発見につなげるとともに、その後の認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等が適切に行えるよう、対応力の向上を図ります。

- ② 認知症の人の尊厳を守るため、認知症介護研修体制を充実させ、介護現場における認知症介護の質の向上を図ります。
- ③ 認知症であっても、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるように、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの適正な整備を促進します。
- ④ 認知症の人や介護する家族を支援するため、相談体制を充実させるとともに、当事者同士で支え合う活動である「ピアサポート」を推進します。また、認知症の人や家族を見守り支援する「認知症サポーター」の養成や「認知症カフェ」の設置等により、地域でのサポート体制を充実させます。
- ⑤ 県民の若年性認知症に関する理解を深めるため、普及啓発に努めます。また、相談窓口となる機関を対象とした研修を実施するほか、若年性認知症コーディネーターを中心に関係機関が連携して、本人の意志を尊重し、本人の状態に合わせた適切な支援策を推進していきます（若年性認知症施策は、高齢者の認知症施策と合わせて一体的に推進しています）。

(4) 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者の尊厳を守り、健やかで穏やかな生活を保障・実現するため、市町村や関係機関・団体と密接な連携・協力を図りながら、高齢者虐待防止対策を推進していきます。

- ① 在宅高齢者に対しては、虐待発見者の通報義務、成年後見制度の利用促進等、県民への高齢者虐待防止法の周知及び啓発に努めるとともに、虐待対応の主体となる市町村に対し、助言、情報の提供、ネットワークの整備及び運営の支援など、必要な援助を積極的に行っていきます。
- ② 施設入所者に対しては、各施設の従事者等を対象とした研修の実施や実地指導の中で、個別具体的に指導を行っていきます。また、高齢者虐待防止法の施設関係者への周知を図るとともに、虐待が発生した場合は、老人福祉法、介護保険法の規定による権限を適切に行使し、再発を防止します。
- ③ 高齢者の虐待防止や権利擁護について、県民に対する普及啓発等に取り組めます。

(5) 生活環境の整備

- ① 「在宅高齢者住宅改造助成事業」を引き続き進めるとともに、公営住宅等のバリアフリー化、「大分県住生活基本計画」に基づくユニバーサルデザインの理念を念頭に入れた住宅と住宅地のバリアフリー化など住宅環境の整備を進めます。
- ② 高齢者が消費者被害の予防や救済についての情報・知識を習得できるよう、消費生活出前講座講師の派遣、被害防止の注意喚起チラシの作成・配布等により、消費者教育の充実を図ります。
- ③ 市町村や地域包括支援センター、地域福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者やその周囲の人々への啓発や成年後見制度、福祉サービ

ス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の周知に努めます。

（6）相談・支援・権利擁護の充実

高齢者の総合的な相談窓口である大分県社会福祉介護研修センターの「大分県高齢者総合相談センター（シルバー110番）」や市町村の地域包括支援センターの利用促進と職員研修の充実、関係機関との連携強化により、相談機能の一層の充実・強化を図ります。

V 障がい者の人権問題

1 これまでの取組

（1）国際社会と国の取組

- 国際社会では、1975年（昭和50年）の国連総会で採択された「障害者の権利に関する宣言」が、障がい者の権利発展の大きな基礎となりました。1981年（昭和56年）の「国際障害者年」とそれに続く「国連障害者の10年」では、障がいを「個人の属性」ではなく「社会との関係」であるとして、障がい者が地域で共に生活することを目指す「ノーマライゼーション」の理念が広まる一方で、障がいの除去（バリアフリー）が新たな課題として提起されました。2006年（平成18年）に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。
- わが国では、国際社会の動向を受けて、1993年（平成5年）に、障がい者の自立の促進と社会や経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加の促進を目的とする「障害者基本法」が制定されました。その後も、1994年（平成6年）に「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、2000年（平成12年）に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」、さらに地方自治体においては「福祉のまちづくり条例」が制定されるなど、障がい者や高齢者が市民

として共に参加・利用できるまちづくりが取り組まれています。

- 2002年（平成14年）12月には、新しい「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）が策定されました。2004年（平成16年）12月には、発達障がい者の早期発見と早期支援のための「発達障害者支援法」が制定されました。ハートビル法と交通バリアフリー法は、従来の駅、空港等の旅客施設から不特定多数利用の建物に適用範囲を拡大し、2006年（平成18年）4月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」となりました。
- また、2006年（平成18年）4月には「障害者自立支援法」が施行されましたが、当事者や福祉事業従事者を構成員とした「障がい者制度改革推進会議」が2009年（平成21年）に設置され、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする我が国の障がい者福祉制度の見直しが行われました。国連の障害者権利条約の制定を受け国内法の整備のため2011年（平成23年）8月「障害者基本法」の改正、2012年（平成24年）「障害者総合支援法」の改正、2013年（平成25年）6月「障害者差別解消法」の成立を経て、2014年（平成26年）1月に*1障害者権利条約を批准しました。
- 2016年（平成28年）4月には、「障害者差別解消法」が施行されました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした2017年（平成29年）2月の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」や、2018年（平成30年）6月施行の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」などにより、今後ますます共生社会の構築に向けた取組が進むこととなりました。

*1 障害者権利条約 = 合理的配慮の否定を含む障害に基づくあらゆる差別禁止が謳われている。

国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組	取組要旨
1975(昭和50)年	「障害者の権利に関する宣言」採択	障がい者の権利発展の大きな基礎
1981(昭和56)年	「国際障害者年」	障がいを「社会との関係」として、「ノーマライゼーション」理念や「バリアフリー」が新たな課題とされる
	「国際障害者の10年」	
2006(平成18)年	「障害者権利条約」採択	

国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1993(平成5)年	「障害者基本法」制定	障がい者の自立促進とあらゆる分野への参加の促進
1993(平成6)年	ハートビル法	障がい者や高齢者が市民として参加できる町づくりの取組
2000(平成12)年	交通バリアフリー法	
2002(平成14)年 12月	「障害者基本計画」H15～24	
2004(平成16)年 12月	「発達障害者支援法」制定	
2006(平成18)年 4月	バリアフリー新法	ハートビル法、交通バリアフリー法が従来の駅、空港等の旅客施設から不特定多数の建物に適用範囲拡大
	「障害者自立支援法」施行	
2009(平成21)年	「障がい者制度改革推進会議」設置	障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする国内障がい者福祉制度の見直し
2011(平成23)年 8月	「障害者基本法」改正	
2012(平成24)年	「障害者総合支援法」改正	
2013(平成25)年 6月	「障害者差別解消法」成立	
2014(平成26)年 1月	「障害者権利条約」批准	
2016(平成28)年 4月	障害者差別解消法	

年	国内の取組	取組要旨
2017(平成29)年 2月	ユニバーサルデザイン2020 行動計画	東京2020オリンピック・パラ リンピック競技大会を契機 に共生社会の実現を目指す
2018(平成30)年 6月	障害者による文化芸術活動 の推進に関する法律	

(2) 県内の取組

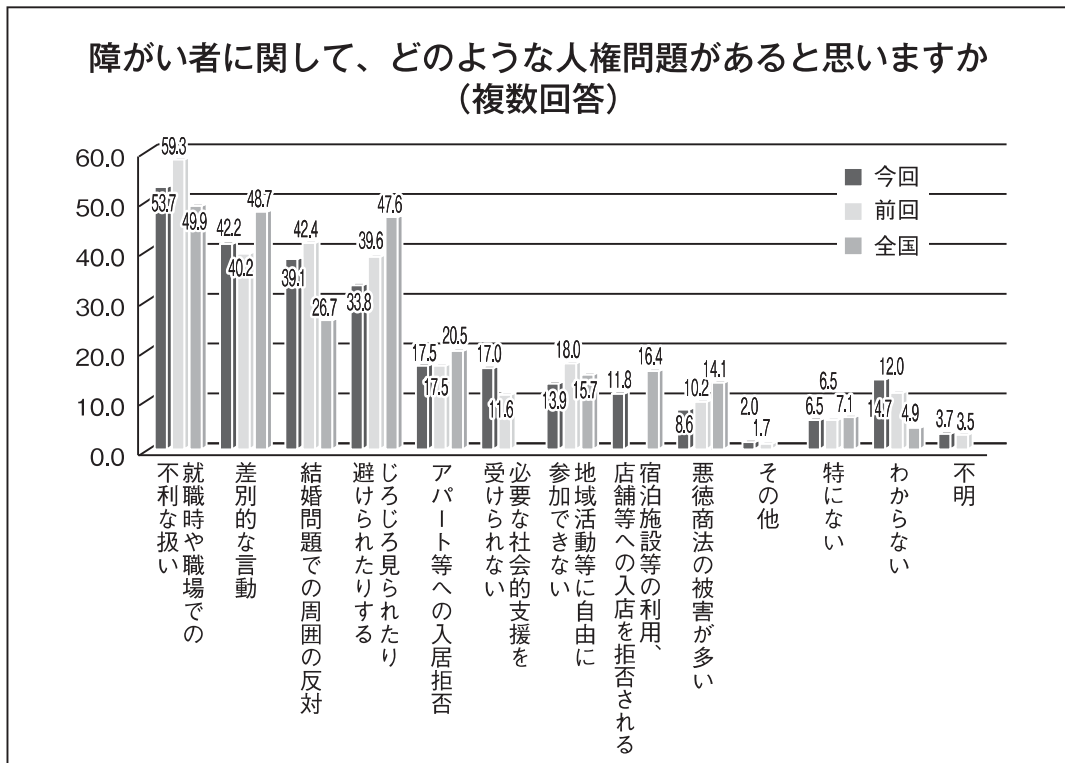
- 県では、2016年（平成28年）4月の「障害者差別解消法」の施行と同時に、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行し、共生社会の推進と障がいのある人の性、恋愛、結婚、子育て、親なきあとの生活や防災対策等、人生の各段階における課題解消に向けた取組の充実を図ることとしました。
- また、2019年(平成31年)3月に、大分県障がい者基本計画(第5期)、大分県障がい福祉計画(第5期)、大分県障がい児福祉計画(第1期)を統合した「大分県障がい者計画」を策定しました。
- この計画は、「人格と個性を尊重し合える共生社会の実現」、「障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進」や「障がいを理由とする差別のない社会の実現」を基本理念として、「障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」や「当事者本位の総合的な支援」、「障がい特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」、「障がいを理由とする差別の解消」、「総合的かつ計画的な取組の推進」といった視点で、施策を実施していくことにしています。

2 現状・課題と基本方針

(1) 現状と課題

- 今回調査によれば、障がい者に関して人権上問題があると思われるものの項目では、「就職時や職場での不利な扱い」「差別的な言動」「結婚問題での周囲の反対」「じろじろと見られたり避けられたりする」とい

う回答が多くなっており、障がいや障がい者に対する偏見や差別（「心のバリア」）は依然として根強い実態があります。



- 現在、県内の民間企業における障がい者雇用率は全国でも非常に高いレベルにありますが、依然として約4割の企業で法定雇用率を達成していません。また、障がい者雇用率についても、身体障がい者は全国トップである一方、精神障がい者、知的障がい者の雇用は低い状況にあり、障がいの種別にかかわらず雇用を促進する必要があります。
- 障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会（共生社会）を目指すノーマライゼーションの理念を定着させ、共生社会を実現することが必要です。さらに、障がいのある人も社会参加しやすくするための合理的な配慮の行き届いた共生社会に向けたコンセンサスが必要です。

(2) 基本方針

「大分県障がい者計画」に基づき、次の事項を基本方針とします。

- ① 障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる共生社会の実現を目指します。
- ② 障がい者が自らの主体的な選択によって地域で生き生きと生活し、様々な活動に参加しながら充足した人生を送ることができる社会づくりを目指します。
- ③ 「障がいの社会モデル」の考え方に立ち、障がい者やその家族が、社会の無理解や、心ない偏見・差別によって傷つけられることのない社会の実現に取り組みます。

3 個別分野の推進方針

(1) 相互理解の促進

- ① 障害者週間（12月3日から9日）に実施する啓発活動や、発達障害児週間（4月2日から8日）に行われる自閉症啓発行事など、あらゆる機会を通じ、マスコミなどを活用して、障がいや障がい者に対する理解促進に努めます。
- ② 学校では、車いすやアイマスクなどの体験、障がい者との交流、ボランティア活動への参加等のさまざまな活動を通じて福祉活動を推進します。
- ③ 関係団体の実施する「障がい者・児 秋の交歓会」など地域住民との交流を行う事業のより一層の充実に努めるとともに、ふれあいサロン活動など地域行事へ障がい者が参加しやすいよう配慮を行います。
- ④ 発達障がいや高次脳機能障がいに対する正しい知識の普及啓発や理解の促進を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

- ① 県教育センターや特別支援学校における教育相談の充実を図ります。また、発達障がいを含め特別な教育的支援を必要とする幼児児童

生徒の障がいに対する理解・啓発を図り、特別支援学校教員による巡回相談等を通して各学校の特別支援教育推進に係る相談・支援体制を整備します。

- ② 特別支援学校が主催する「進路に関する研修会」等を通して、特別支援学校と保護者・福祉・労働等の関係機関等との緊密な連携を図ります。
- ③ 障がいのある子どもを生涯にわたって支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握して関係者・関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うための「個別の教育支援計画」を必要とする全ての子どもに作成します。
- ④ 障がいのある子どもや特別支援教育に関する啓発資料を教育・福祉等関係機関に作成・配布し、障がいのある子どもの最適な教育の場の選択・決定や特別支援教育に関する理解の促進に努めます。

(3) 雇用・就労の促進

- ① 公共職業安定所などと連携して職業相談を実施します。
- ② 行政職員や教職員採用試験において障がい者の計画的な採用を進めます。
- ③ 障がい者の多様なニーズに応じた職業訓練を通じて、就職・職場定着に向けた支援を行います。

(4) 芸術文化活動・スポーツの振興

- ① 障がい者が芸術文化にふれる機会の充実を図るために、文化施設などにおける字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入場料の減免など、障がい者の芸術文化活動への参加を促進するための施策を実施します。また、障がい者による芸術文化の普及に向けて、作品づくり等の相談支援や作品の発表・鑑賞の機会を提供する支援体制を整備します。

- ② 大分県障害者スポーツ指導者協議会と連携して、障がいの特性に応じた適切な指導を行う障害者スポーツ指導員の養成研修のサポートを行います。

(5) 相談支援・権利擁護の充実

- ① 障がい者やその家族が身近な地域で気軽に相談することができ、適切な相談支援を受けられるよう、市町村や各種相談支援機関などと連携しながら、相談支援体制の充実を図ります。また、相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修の実施を通じて、相談支援や障がい福祉サービスに従事する者の確保と資質の向上を図ります。
- ② 障がい者に対する差別事案等に対処する常設相談窓口「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」による迅速な問題解決を図ります。
- ③ 障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を行うとともに、障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象として研修会を開催し、関係職員のスキルアップや資質向上に向けた支援を図ります。
- ④ 利用者が権利として適切なサービスを受けられるよう福祉サービスに関する苦情解決制度の周知に努めます。また、事業者が福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護を図るため、第三者評価の受審促進に努めます。
- ⑤ 日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用促進などを通じて障がい者が自立した地域生活が送れるよう支援します。
- ⑥ 県民一人ひとりが他人に対して思いやる気持ちを持つ「心のユニバーサルデザイン」についての意識づくりを推進します。

(6) 福祉のまちづくりの推進

大分県福祉のまちづくり条例に基づき、県民が自由に安心して生活で

きるように、ユニバーサルデザインの理念による福祉のまちづくりを推進します。

- ① 既存の県立施設のうち、バリアフリー新法及び福祉のまちづくり条例の基準に適合していない施設の改修を実施し、新築する県有建築物は、バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準及び大分県福祉のまちづくり条例の基準に適合した施設として整備します。
- ② 市町村施設や民間施設においてもバリアフリー化が進むよう、ユニバーサルデザインの理念の普及に努めます。
- ③ バリアフリー新法に基づき、ノンステップバスの導入や鉄道駅等におけるエレベーターや多目的トイレの整備など、交通事業者の行う障がい者の移動等の円滑化に資する取組を推進するため、必要な支援や働きかけを行います。
- ④ 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成を図るとともに、身体障害者補助犬法に対する理解促進に努め、身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図ります。

Ⅵ 外国人の人権問題

1 これまでの取組

(1) 国内の情勢

- 人や物の動き、経済活動などあらゆる分野で国際化が進む中、わが国に在留する外国人の数は、2018年（平成30年）末現在273万1,093人で、15年前（2003年（平成15年末））の191万5,030人に比べ、81万6,063人（42.6%）の増加となっています。これは、わが国の総人口（2018年（平成30年）10月現在推計人口）の約2.2%にあたります。特に上位10カ国を見ると、アジア地域が207万4,783人で76.6%を占め、南米地域の20万1,865人（7.4%）がこれに続き、アジア地域と南米地域で全体の84.0%に達しています。

- 2002年（平成14年）に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「国は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる」が、「島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる偏見や差別意識の存在など」を背景として、「わが国の歴史に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している」と分析し、国際化時代にふさわしい人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動に取り組んできました。しかし、いまだに外国人が関係する犯罪が大きく取り上げられる傾向があります。

（2）県内の取組

- 国際化の進展に対応し、県では、2000年（平成12年）度の県職員の行政職採用試験から受験資格の国籍条項を撤廃しました。また、2011年（平成23年）5月に策定し、2014年（平成26年）3月、2019年（平成31年）3月に改定した「大分県海外戦略」を羅針盤として、「アジアに開かれた、飛躍する大分県」を目指して外国人が住みやすい地域づくりを進めることとしています。
- 地域レベルで国際化を推進する組織として「地域国際化協会」がありますが、本県では（公財）大分県芸術文化スポーツ振興財団（おおいた国際交流プラザ）がこれにあたり、県と連携して、県内在住外国人の支援や県民の国際理解の促進等に取り組んでいます。
- 具体的には、外国人総合相談センターの運営、外国語情報誌の配布、各種相談事業の実施、通訳翻訳ボランティアの育成等により、県内在住外国人への支援を行うとともに、国際理解講座や国際交流フェスタの開催、外国人の人権啓発、日本語情報誌の発行などにより県民の国際理解

の促進を図っています。

2 現状・課題と基本方針

(1) 現状と課題

- 立命館アジア太平洋大学の開学等に伴う外国人留学生の急激な増加により、県内に在住する外国人登録者数は2018年（平成30年）末では12,951人と、20年前（1998年（平成10年））の4,916人と比べると、約2.6倍に増えています。うちアジア出身者は11,797人で、全体の91.1%を占めています。また、短大・大学院を含む大学及び高等専門学校に在籍する留学生数は2018年（平成30年）5月現在で3,626人となっており、人口10万人当たりでは京都府に次いで2番目の多さとなっています。また、在住外国人の出身国は89か国・地域にわたるなど、様々な言葉や習慣、肌の色が異なる人達が隣り合わせで暮らすようになっていきます。
- さらに、2019年（平成31年）4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人労働者の受け入れが拡大されたことから、引き続き、受入環境の整備はもとより、人権問題まで踏み込んだよりきめ細かな取組が必要です。
- 世界の様々な国や地域から来県し共に生活する人々は、我々に様々な考え方や活力を与える大切なパートナーです。これらの人々を特別視し単に客人として扱うのではなく、地域社会への積極的な参画を求め、活力ある地域づくりに共に取り組むことが大切です。
- また、近年、一部の国や民族、あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。2014年（平成26年）7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。

- このような中、2016年（平成28年）に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。条例でヘイトスピーチを規制する自治体も出てきています。
- 昨今、インターネットの匿名性や手軽さから、インターネット上の投稿サイト等にヘイトスピーチなどの差別的言動を助長又は誘発するような書き込みが安易に行われることも問題となっています。人々に不安感や嫌悪感を与える差別的言動は、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、差別意識を生じさせることにつながりかねないものであり、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを広く伝えていく必要があります。

（2）基本方針

- ① 様々な国籍の人々が差別や偏見なく安心して暮らせるよう、外国人の人権を十分配慮しながら、県民の異文化理解や国際意識の向上を図り、留学生等外国人への支援やサービスを一層きめ細かく行います。
- ② 外国人にかかる具体的な人権問題に対して迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関と連携しながら相談・サポート体制の充実も図っていきます。
- ③ 地域住民や様々な国の人々が、多様な文化や価値観をお互いに尊重しあい、共に活力ある地域づくりに参画できる社会システムの構築に努めます。
- ④ 学校教育においては、「大分県在住外国人に関する学校教育指導方針」に則り、外国人児童生徒が、自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援します。

3 個別分野の推進方針

（1）相互理解の促進

- ① 言語や習慣、宗教等の違いから生じる差別や偏見をなくするため、地

域や学校等で異文化理解のための取組を実施します。

- ② 留学生等の在住外国人に対しても、日本の歴史・文化や習慣、人権問題等を理解するための取組を行います。

(2) 情報提供・生活相談・支援の充実

- ① 在住外国人に対して、インターネットや広報誌を活用して暮らしにかかる情報を提供し、関係機関と連携してきめ細かな生活相談等を行います。
- ② 留学生が安心して学べるよう、奨学金支給やリユース物品の提供・セカンドファミリーの紹介など様々な支援を行います。
- ③ 学校教育では、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒の課題解決のため、「大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアル」をもとに、教職員研修の実施、大学・NPO等との連携を図り、地域での偏りのない日本語指導の充実を図ります。

(3) 保健・医療・福祉サービスの充実

医療機関等の情報を検索できる「おおいた医療情報ほっとネット」の外国語表記など、医療に関する情報提供の外国語対応を進め、外国人も安心して医療を受けられるための情報提供を行います。

(4) 就労の促進

- ① 本県で学ぶ留学生の中には、卒業後も県内での就労を希望する者が多いため、関係機関と協力し、県内企業向けに人材としての留学生を理解してもらうための交流会や留学生インターンシップ事業等を行い、留学生の就職を支援します。
- ② 県内企業における外国人労働者に対する適正な雇用管理を促進するため、関係制度の周知・啓発に努めます。

(5) 住宅・生活環境の整備

- ① 留学生は、賃貸する住宅が容易に見つけれないなどの問題があるので、関係機関と連携して、賃貸住宅契約における機関保証を行うなど、留学生向け住宅の確保に努めます。
- ② 文化や生活習慣などの違いや双方の誤解などから生じる近隣とのトラブル等を解消するため、地域住民や留学生に対して啓発活動を行います。

(6) 社会参加の推進

様々な国の人たちが、ビジネスや地域活動など幅広い分野の社会活動に参画し活力ある地域づくりに取り組めるよう、「留学生人材情報バンク」などを活用し、在住外国人参加型の社会システムの構築に努めます。

VII 医療をめぐる人権問題

1 これまでの取組

(1) 国内の情勢

- 医療技術の進歩や医療体制の整備及び、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」など患者等の人権擁護に関する法律の整備で、感染症や難病の患者・家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いは徐々に改善されてきています。一方で、就職拒否やアパートへの入居拒否、公衆浴場への入場拒否など感染症や精神疾患に対する理解と認識は十分ではありません。
- また最近の情勢として、ハンセン病に関しては、2001年（平成13年）に、国が隔離政策は過ちであったことを認め、患者本人へ賠償を行ったことに続き、2019年（令和元年）7月に、患者の家族も賠償の対象となりました。
- さらに国は、旧優生保護法に基づき、特定の疾病や障害を有すること

などを理由に、生殖を不能にする手術（不妊手術）等を強いられた方々に対して謝罪し、2019年（平成31年）4月に「旧優生保護法による優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を施行しました。

（2）県内の取組

- 県では、1992年（平成4年）9月にエイズに対する偏見や差別が根強いことから「大分県エイズ対策基本方針」を定め、県民や学校、事業所に対して正しい知識の普及啓発を進めています。
- また、医療機関と患者・家族との信頼関係を構築するため、大分県医療安全支援センターを2003年（平成15年）8月に設置し、専任の相談員による中立的立場からの医療相談を実施しています。さらに、2018年（平成30年）3月には、大分県医療計画を改訂し、人権に配慮した医療サービスの提供を進めることにしています。
- 2019年（令和元年）7月から、旧優生保護法のもとで、不妊手術を受けた方やご家族の方からの問い合わせに対応するため、相談窓口を設置しています。

2 現状・課題と基本方針

（1）現状と課題

- 結核などの感染症やハンセン病については、治療法が確立された今もなお誤った認識が存在し、また、エイズ患者、HIV感染者などに対する偏見は根強く、医療関係者の深い理解と人権を尊重したサービスの提供が求められています。
- 臓器移植の場合などにおける臓器提供者・家族等のプライバシーの問題、インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンの普及など、患者の人権を尊重する取組が課題となっています。

(2) 基本方針

2018年（平成30年）に改訂した大分県医療計画において「人権に配慮した医療サービスの提供」を掲げ、医療分野における人権尊重の認識の深化と人権を尊重した医療サービスの提供をめざして、人権に配慮した各種施策を積極的に展開します。

また、大分県人権教育推進計画に基づき、学校教育においてもハンセン病、感染症等の人権問題についての教職員研修や生徒の学習活動を進めます。

3 個別分野の推進方針

(1) 啓発活動の推進

- ① 感染症や難病に対する偏見や差別は、認識不足から来るものが多いことから、市町村や関係団体、学校、事業所等と連携し、様々なメディアを通じて情報を提供し、正しい知識の普及を図ります。
- ② 患者に対しては、患者の人権を尊重した適正な医療の提供を推進します。

(2) 人権教育・啓発の推進

- ① 高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても取組を要請します。
- ② 学校では、教職員に対して、ハンセン病や感染症等の人権問題について、学校に講師を派遣して講話等を行うことにより学習活動を推進します。

(3) 相談・支援・権利擁護の充実

- ① 大分県医療安全支援センターや二次医療圏ごとの医療安全支援セン

ターの活動を通じて、中立的な立場で、患者と医療機関との橋渡しを行い、医療サービスの向上と患者の人権尊重に取り組みます。

- ② 学校では、教職員が一体となって児童生徒の相談を受け、支援を行うよう権利擁護体制の整備を行うとともに患者等への人権配慮や感染症等に対する正確な知識と的確な選択ができる能力を身につけさせるように努めます。

Ⅷ 性的少数者の人権問題

1 これまでの取組

(1) 国内の情勢

- 性的少数者とは、同性愛者や両性愛者、こころの性とからだの性が一致しない人（トランスジェンダー等）などを指し、性的マイノリティともいいます。また、レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T）の頭文字を取って、LGBTと言われることもあります。

このような人たちは少数であるため、社会において十分な理解が得られず、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。

- 2004年（平成16年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす場合は性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。2008年（平成20年）には、一部改定され、性別の変更要件が緩和されました。
- また、「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」では、性的少数者に対するセクシュアル・ハラスメントも同指針の対象となることが明記され、2017年（平成29年）1月に施行されました。さらに、同年3月には「いじめの

防止等のための基本的な方針」が改定され、性的少数者である児童生徒に対するいじめを防止する項目が盛り込まれました。

- 昨今、同性パートナーシップ制度を導入する自治体が増えるなど、性的少数者の人権に関する社会的関心が高まっています。
- 性的少数者とはLGBTの4種類のことのみに指すわけではなく、*1Xジェンダーや*2アセクシュアルなど性のあり方は多種多様です。このため「性的少数者とそれ以外の人」ではなく、全ての人をもつ「性的指向や性自認」によって区別されることがないようにとの考え方から、Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）、Gender Expression（性表現）の頭文字を取り、SOGIE（ソジイ）という言葉が使われるようになってきています。

（2）県内の取組

- 県では2013年度（平成25年度）から性的少数者への理解を深める講演会や映画の上映等を行っており、2017年度（平成29年度）はシンポジウムの開催や啓発漫画冊子「りんごの色」の作成を行いました。
- また、2018年度（平成30年度）は、性的少数者に対する啓発に取り組む団体からの要望を受け、県の申請書等における性別記載欄の見直しを実施し、性別記載欄のある様式のうち、約3割の様式から性別記載欄を削除することとしました。

2 現状・課題と基本方針

（1）現状と課題

- 今回調査では、関心のある人権問題で、性的指向と答えた人が前回調査から4.0ポイント増え、11.4%となっています。一方で、「性的少数者

*1 Xジェンダー＝性自認を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人。

*2 アセクシュアル＝男性・女性どちらに対しても、恋愛感情や性愛の感情を抱かない人。

に関することでどのような人権問題があるか」に対し、「特にない」「分からない」と答えた人が4割にのぼり、性的少数者に対する理解は十分とはいえない状況です。学校や職場等で、性的少数者に対する理解と配慮を進める必要があります。

- 性的少数者に関する相談窓口を充実するとともに、多様な性のあり方を認める教育・啓発が必要です。

(2) 基本方針

誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、教育・啓発、相談体制の充実に努めます。

3 個別分野の推進方針

(1) 啓発活動の推進

- ① 性的少数者であることを理由とした差別意識や偏見の解消に向けて啓発に取り組みます。
- ② 性的少数者の人権に関する研修会を開催するなどし、性的少数者に関する知識を普及する機会を設けます。

(2) 人権教育・啓発の推進

学校において、教育活動全体を通じて、多様な性についての理解を深める教育を進めます。また、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日文部科学省通知）に基づき、相談又は申し出については、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら、個別の事情に応じた対応に努めます。

(3) 相談・支援・権利擁護の充実

- ① 性的少数者に関する相談・支援体制の充実を図るとともに、その周知に努めます。
- ② 地方公共団体の書類の様式をはじめ、不必要な性の記載項目を改善するよう努めます。

(4) パートナーシップ制度の調査・研究

パートナーシップ制度を導入している自治体の制定・運用状況を把握するとともに、制度に関して県と市町村との意見交換を行います。

Ⅸ 様々な人権問題

1 犯罪被害者やその家族の人権問題

(1) これまでの取組

- わが国には、先進諸国で早い時期から行われている犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）の支援を行う社会的システムがなく、人権の保護や経済的援助、精神面の救済などの社会的な支援も十分ではありませんでした。

1974年（昭和49年）に発生した「三菱重工ビル爆破事件」が契機となり、1981年（昭和56年）に「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、故意の犯罪行為により、死亡した被害者の遺族や身体に重い障がいが残った被害者に対し、国が給付金を支給する犯罪被害者給付制度が発足しました。

- その後、1991年（平成3年）に開催された国のシンポジウムで、特に精神面の救済の必要性が問われ、更なる被害者支援施策の推進が要望されました。また、1995年（平成7年）に発生した地下鉄サリン事件により国民の犯罪被害者等に対する理解が進み、1999年（平成11年）には内閣に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置されました。政府をは

じめ、関係機関、マスコミ及び民間の被害者支援団体等社会の各層で被害者支援の重要性の認識が高まる中、2005年（平成17年）4月「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

- 県内では、2016年（平成28年）2月に、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するため、「大分県犯罪被害者等支援推進指針」を策定し、「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を開設する等、指針に基づく取組を進めてきました。
- また、被害者遺族等からなる「ピアサポート大分絆の会」等から県議会あてに、条例の早期制定を求める請願がなされ、同年第3回定例会において採択されました。

こうした動きを受け、犯罪被害者等が置かれた状況への理解を深め、その気持ちに寄り添った支援を県民一体となって推進することを目的とする「大分県犯罪被害者等支援条例」が2017年（平成29年）12月22日に公布、2018年（平成30年）4月1日に施行されました。

- 併せて、犯罪被害者等の精神的負担を緩和するため、事件の状況、事情聴取等の流れ、生活での困りごと等を、被害者等が記録し整理する「犯罪被害者等支援ノート『絆』」を作成し、市町村や警察、支援関係機関を通して、被害者等に配布しています。

(2) 現状と課題

- 犯罪被害者等は、その直接的な被害だけでなくその結果として、「事件による精神的衝撃とその後の生活の支障」や「捜査などによる精神的負担や時間的負担」、「同じ被害や報復の不安や恐怖」、「司法手続きにおける情報疎外感」、「生計を維持する家族の喪失による経済的困窮」、「近隣の噂話やマスコミの取材」、「報道などによる不快感やストレス」などの精神的被害や経済的被害等多くの二次的被害を受けています。
- 県民一人ひとりの安全と幸福を確保するため、犯罪被害者等の視点に

立ち、犯罪被害者等の安全の確保、精神的被害の軽減、被害品の早期回復及び被害の再発防止等を図るなど被害者支援を進める必要があります。また、犯罪被害者等が抱えるニーズは、生活上の支援を始め、医療や公判、マスコミの取材に関する事など極めて多岐にわたっていることから、関係機関・団体の密接な連携が必要です。

(3) 推進方針

- ① 真に犯罪被害者等のニーズに応える支援を行うため、総合的な対応窓口の充実・強化をはじめ、関係する自治体や司法、福祉等の諸機関や大分被害者支援センター等の関係団体、民間団体の緊密な連携を図り、被害者支援に関する機関・団体のネットワークを構築する等、支援体制の整備を図ります。
- ② 犯罪被害者等のニーズに即した情報提供や助言、市町村との連携による犯罪被害者等見舞金の支給などきめ細かい支援を行います。
- ③ (公社)大分被害者支援センターが行う活動に対する必要な支援を充実することで、犯罪被害者等に寄り添った支援の実施に努めます。
- ④ 二次的被害の防止や、犯罪被害者等が置かれた状況・支援の必要性等について、あらゆる機会と広報媒体を活用して県民に広く周知し、県民理解の増進に努めます。

2 *1プライバシー権の保護

(1) これまでの取組

- 今日、情報化社会の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用した大量の個人情報処理されており、個人情報の取扱いは今後ますます

*1 プライバシー権=プライバシーに関する権利は従来の「一人にしてもらう権利」から、政府などが保有する自己に関する情報の訂正、削除などを求めることもできる積極的権利とする「自己情報コントロール権」として考えられるようになってきている。

す拡大していくものと予想されます。個人情報とは個人の人格と密接に関わる情報であり、その性質上、取扱いを誤ると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。

- 欧米諸国においては、個人のプライバシーの侵害を未然に防止し人格的利益を守るため、1970年代から個人情報保護に関する法制の整備が始まりました。1980年に各国の規制内容の調和を図る観点から、OECD理事会勧告において、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」が示されて以降は自己情報コントロール権の考え方が普及し、世界各国で急速に個人情報保護法制の整備が進みました。
- わが国では、1999年（平成11年）の住基ネット導入を契機に、国民が安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤整備が進みました。2003年（平成15年）5月に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」をはじめとする個人情報保護関連5法が公布され、2005年（平成17年）4月から全面施行されており、人権侵害の未然防止やそのためのプライバシー保護の重要性に対する認識が深まっています。
- 2009年（平成21年）12月に発表された平成22年度税制改正大綱を契機に、社会保障・税共通の番号制度の検討が進められ、制度導入の検討にあたっては、国家による個人情報の一元管理、番号を悪用した個人情報の不正追跡・突合等への懸念が示されました。
- 2013年（平成25年）5月には、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するためのマイナンバー制度の導入を図ることを目的に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が公布されましたが、マイナンバー法は、個人情報保護法等に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な個人情報の保護措置を求めています。

(2) 現状と課題

- コンピュータやインターネットの普及・発達による情報通信技術の急速な浸透に伴い、豊かで便利になった反面、個人の情報が大量に外部漏洩し、脅迫や架空請求などの犯罪に利用される事態も生じています。
- 今回調査では、人権問題の中で「インターネットによる人権侵害（プライバシー侵害や誹謗中傷など）」に関心があるとする回答が33.6%となっており、県民の個人情報保護に対する関心は高い傾向にあります。本県では、地方公務員法に基づく公務員の守秘義務による個人情報保護に加え、2001年（平成13年）12月に個人の権利利益の保護を目的とした「大分県個人情報保護条例」を制定しました。
- この条例において、県の機関等が行う個人情報の収集、利用、提供、管理等の適正な取扱いに関する事項や県の機関が保有する本人情報の開示を請求する権利、事業者の責務などを定め、個人情報保護対策に努めてきました。
- 個人情報は、国や地方公共団体のみならず、様々な民間事業者によって広く取り扱われており、マイナンバー制度での厳格な個人情報の保護措置を含め、個人情報の保護の実効性を確保するために関連する施策が一体的・総合的に講じられる必要があります。

(3) 基本方針

個人情報は、個人の人格と密接に関連しており、「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条に則り、慎重に取り扱われるべきです。このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その目的や態様を問わず、適正に取り扱います。また、個人情報保護法の基本的な考え方に基づき、個人情報の有用性に配慮しながら官民一体となって個人情報の保護に取り組めます。

(4) 推進方針

(行政が取り扱う情報)

- ① 個人情報の保護に関して職員の意識の向上に努め、個人情報保護制度の一層の充実を図るため、必要に応じて個人情報保護条例の見直しを行います。

また、市町村と連携を図り、個人情報保護に関する啓発に努めます。

(民間事業者が取り扱う情報)

- ② 個人情報保護法では、区域内の実情に応じ住民・事業者への支援や苦情解決のあっせん等について、地方公共団体が必要な措置を講じる責務があるとされています。このため、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を周知するための広報活動に取り組みます。また、事業者の相談等に適切に対応するなど、事業者の主体的な取組を支援します。

3 ネット社会の人権問題

(1) 現状と課題

- インターネットは近年急速に普及し、2016年（平成28年）末には全国で1億84万人（総務省平成30年版情報通信白書）が利用するなど、情報の収集・発信、コミュニケーション手段として生活の利便性は大きく向上しています。スマートフォンの急速な普及によりインターネットアクセス端末のパーソナル化、モビリティ化が進み、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利用など、インターネットの用途が多様化しています。一方、その匿名性を悪用した差別表現の流布やプライバシーの侵害などの人権侵害の事例が発生しています。
- 国はインターネット等による情報の流通で権利の侵害があった場合の業者の責任の範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を制定し、2002年（平成14年）5月に

施行しました。

- また、法の施行に併せて「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成し、被害者がプロバイダ等に対して送信防止措置を依頼する手続等を示しました。更に、国はこのガイドラインを2004年（平成16年）10月に一部改訂し、重大な人権侵害事案に対しては法務省人権擁護機関がプロバイダ等に対して直接人権侵害情報の削除要請を行うことを盛り込んで、人権侵害に対してより適切・迅速な対応をすることとしました。

(2) 推進方針

- ① 県内のインターネット接続業者に対し、プロバイダ責任制限法の趣旨を踏まえた人権侵害の防止についての措置を要請します。
- ② 県民に対し、インターネットを利用する際のモラルについて啓発します。
- ③ 学校において、インターネットを利用する際のモラルについて教育します。
- ④ インターネット上の人権侵害事案について、適切・迅速な対応を行うため、インターネット掲示板等の監視を行い、重大な人権侵害事案については削除要請を行うなど、その抑制を図ります。

4 その他の人権問題

- 先住民であるアイヌの人々の尊厳を守る取組は、現在コミュニティがある地域を中心に行われていましたが、アイヌの人々が民族として誇りをもって生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、2019年（令和元年）5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関す

る法律」が施行されました。日本社会が先住民族とともに構成されてきたという基本的な認識の普及や差別・偏見をなくす教育・啓発が必要です。

- 刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくし、これらの人の社会復帰に向けた教育・啓発が必要です。また、自立した生活を送れるよう、関係機関との連携を図るなど相談・支援が必要です。
- なんらかの理由で路上生活者となった人々の社会復帰を支援する取組と同時に、路上生活者への偏見を解消し暴行事件を防止する教育・啓発が必要です。
- 企業や団体の活動が法令に違反した場合、これを是正して消費者や社会システムの安全を守るためには内部情報が必要です。2004年（平成16年）6月に「公益通報者保護法」が成立し、内部情報の通報者の保護が図られることになりました。通報者に関する守秘義務など社会の理解が進むことが必要です。
- これらの問題のほか、北朝鮮当局による人権侵害問題、東日本大震災など自然災害に起因する人権問題、パワーハラスメント等による労働者への人権侵害、婚外子（非嫡出子）に対する差別的取扱いなど、社会には様々な人権の課題があります。
- また、最近ではヒトの遺伝子情報を活用する動きがあり、遺伝子情報に基づく差別や不利益な取扱いが懸念されています。
- あらゆる差別の解消に向けて、人権課題について県民の理解と支援が得られるよう、積極的に教育・啓発、相談・支援に努めます。

第6章 基本方針の推進方策

I 県の推進方策

- 1 この基本方針の推進にあたっては、大分県人権施策推進本部で庁内調整を図り人権尊重施策を総合的に推進します。
- 2 職員一人ひとりが人権問題に関する基本的な事項を理解したうえで、それぞれの仕事において、より一層人権に配慮した職務が遂行されるよう工夫・点検を行う「職務推進行動」に取り組みます。
- 3 本県の人権尊重施策の推進にあたり、大分県人権尊重社会づくり推進審議会に意見を求めます。
- 4 基本方針を具体的に進めるため、実施計画を策定します。
- 5 大分県人権施策推進本部の取組について単年度ごとの進行管理を行います。
- 6 人権尊重施策の実施状況についての報告書を作成し、公表します。

II 関係団体との連携と県民との協働

- 1 法務省や文部科学省をはじめとする国との連携を強化し、教育・啓発や人権が尊重される社会づくりのための施策を推進します。
- 2 市町村の取組と協働し、県下全体で人権尊重社会づくりを進めます。
- 3 企業や関係団体へ教育・啓発の取組を要請し、人権文化の構築を進めます。
- 4 個々の県民や*1セルフヘルプグループ・NPO・当事者団体に情報を提供し、組織化や連携を働きかけ、協働して人権施策を進めます。
- 5 議員・宗教者・法曹関係者・マスメディア関係者等人権の実現に影響力

*1 セルフヘルプグループ＝病気や心身障がい、依存症、近親者の死亡など同じ悩みを持つ人や家族がグループを組織し生きる力を取り戻すことを目標にする。ピア・カウンセリングなど多くの活動事例がある。

を持つ職業者に対して情報を提供するシステムを検討するなど働きかけを進めます。

Ⅲ 基本方針の推進期間と見直し

- 1 国の「人権教育・啓発に関する計画」や本県の長期計画を踏まえて中長期的な計画とします。
- 2 必要に応じて適宜見直しを行います。